

## 制度のお取扱い

### 制度の運営

この制度は立川商工会議所が直接運営にあたりますから安心です。また掛金の運用は以下の引受生命保険会社に委託します。

### 加入手続

事業主が対象となる従業員を被共済者として、別紙「特定退職金共済制度加入申込書」「預金口座振替申込書」により、毎月月末までに商工会議所にお申込みください。初回掛金は、ご指定の銀行口座から申込月の翌々月27日に自動振替され、初回振替月の1日から効力が発生します。第2回目以降の掛金も同様に毎月27日指定銀行口座から控除されます。

### 加入者証の発行

加入者には「特定退職金共済被共済者証」を発行します。給付金をご請求いただく時にご提出いただきます。

### 給付金の請求

被共済者が退職されたり、死亡されたり、あるいは、年金の支給を受けようとする時は、商工会議所備えつけの書類で請求ください。

### 解約手当金

途中で共済契約を解除された場合でも、解約手当金は、加入従業員(被共済者)に支払われ、事業主には返りません。

## 取扱金融機関

### 立川市内の信託銀行、信用組合を除く各金融機関でお取扱いができます。

当制度は立川商工会議所が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づいて運営します。

この新企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和2年7月6日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

**引受保険会社** 日本生命保険相互会社(87.2%) (事務幹事会社)  
アクサ生命保険株式会社(6.5%)  
大樹生命保険株式会社(6.3%)

なお、引受保険会社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

### 〈個人情報の取扱いについてのお知らせ〉

特定退職金共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる加入従業員の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①被共済者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)は、被共済者の同意にもとづき、共済契約者から商工会議所に提供されます。
- ②商工会議所は共済契約者から提供を受けた共済契約者および被共済者の個人情報について、特定退職金共済事業の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意にもとづき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険を引受ける引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ)に提供されます。
- ③引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、商工会議所および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- ④また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き商工会議所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。  
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

## 委託保険会社

日本生命保険相互会社 東京西支社(幹事) 524-0214  
アクサ生命保険株式会社 多摩営業支社立川分室 527-8886  
大樹生命保険株式会社 立川統括営業部 526-0886

## 担当会社・推進員名

この制度についてのお問合せは

立川商工会議所

〒190-0012 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12F  
TEL 527-2700 FAX 527-5913

# 特定退職金共済制度

ご加入のおすすめ



立川商工会議所



## 制度の特色

所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として国の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は1人月額30,000円まで損金に計上できます。

企業の福利厚生制度の充実の一環として、立川市からの補助金が上乗せされます。

日頃からつながりの深い、身近な商工会議所を通じて、退職金制度が容易に確立でき、従業員の採用とその定着に役立ちます。

商工会議所が実施する制度なので、なんでも気軽に相談できます。

国の制度との重複加入も認められています。

退職金



## 制度の内容

### 加入資格 および条件

1. 商工会議所地区内にある事業所に勤務される従業員で満15歳以上70歳未満の方。(保険料払込期間 満了日:80歳)
2. 包括加入
  - 従業員全員加入が原則です。
  - パートタイマーの方も加入することができます。
  - 次の方は加入できません。  
事業主および事業主と生計を一にする親族法人の役員(ただし使用人兼務役員を除く)



### 掛金

掛金月額：1口 1,000円

加入口数：1人 1口から最高30口まで

(加入後お申し出により、30口を限度として口数を増加させることができます。)

掛金の負担：掛金は全額事業主負担です。

掛金として払込まれた金額(運用益を含む)は事業主に対しては、いかなる理由があっても返還されません。

掛金の税務：掛金は法人の場合は損金、個人事業の場合は必要経費に算入されます。

## 給付金

この制度の給付金は次のとおりです(金額は下表参照)

### 退職一時金

加入従業員(被共済者)が退職されたとき、退職一時金が支払われます。ただし加入期間が1年に満たない場合は支払われません。

### 遺族一時金

加入従業員(被共済者)が死亡されたとき、遺族一時金が支払われます。ただし加入期間が1年に満たない場合は支払われません。

### 退職年金

加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上60歳以上で退職されたとき、希望により退職年金が10年間支払われます。(支払い期間中にご加入者が死亡された場合には、ご遺族に年金にかえて残存支払期間に対応する年金原資をお支払いします。)

### 給付金の 受取人

この制度の給付金の受取人は加入従業員(被共済者)です。なお本人死亡のときは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。  
※事業主はいかなる場合にも給付金の受取人となることはできません。

## 退職・遺族一時金表

(単位:円)

加入期間	1,000円(1口)		5,000円(5口)		10,000円(10口)		30,000円(30口)	
	退職一時金	遺族一時金	退職一時金	遺族一時金	退職一時金	遺族一時金	退職一時金	遺族一時金
1年	12,350	15,350	61,750	76,750	123,500	153,500	370,500	460,500
2年	24,780	27,780	123,900	138,900	247,800	277,800	743,400	833,400
3年	37,290	40,290	186,450	201,450	372,900	402,900	1,118,700	1,208,700
4年	49,870	52,870	249,350	264,350	498,700	528,700	1,496,100	1,586,100
5年	62,540	65,540	312,700	327,700	625,400	655,400	1,876,200	1,966,200
7年	88,120	91,120	440,600	455,600	881,200	911,200	2,643,600	2,733,600
10年	127,080	130,080	635,400	650,400	1,270,800	1,300,800	3,812,400	3,902,400
15年	193,690	196,690	968,450	983,450	1,936,900	1,966,900	5,810,700	5,900,700
20年	262,410	265,410	1,312,050	1,327,050	2,624,100	2,654,100	7,872,300	7,962,300
25年	333,330	336,330	1,666,650	1,681,650	3,333,300	3,363,300	9,999,900	10,089,900
30年	406,510	409,510	2,032,550	2,047,550	4,065,100	4,095,100	12,195,300	12,285,300

(注) 1.年の途中で退職または死亡されたときは、月単位で計算された額が支払われます。  
2.上表は、特定退職金共済事業規約に基づく給付額です。  
給付額は今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により変動することがあります。

## 退職年金表

加入期間	年金月額(10年間)			
	1口	5口	10口	30口
10年	1,110円	5,550円	11,100円	33,300円
15年	1,680円	8,400円	16,800円	50,400円
20年	2,280円	11,400円	22,800円	68,400円
30年	3,520円	17,600円	35,200円	105,600円

(注) 1.退職一時金にかえ、退職年金を希望された場合、左表の年金月額が10年間支払われます。  
2.年金は、3カ月分をまとめて年4回(3月、6月、9月、12月の各1日)支払われます。  
3.年金月額が、10,000円未満の場合は、一時金でのお受取りになります。  
4.給付額は今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により変動することがあります。

### ご契約の解除

次の事項に該当する場合、契約を解除することがあります。

- 事業主(共済契約者)が、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき。
- 加入従業員(被共済者)[受取人を含む]が暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められたとき。
- その他、「特定退職金共済事業規約」に定める契約の解除事由に該当したとき。